上下水道だより

上下水道局お客さまセンター（☎73・3988 FAX73・6288）
電話・ファクス番号は、間違いのないようお願いします。

安心・安全な水をお届けしています

市の水道水は地下水やダム水、渓流などの表流水を水源としていますが、そのまま配水しているわけではありません。市民の皆さんが安心して水道水を飲めるよう、水質試験所や浄水場では、さまざまな検査を行っています。

水質検査

ID 1001680

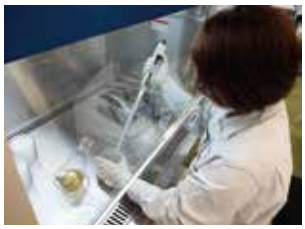

水質試験所では、色や濁り、消毒のための残留塩素を調べる毎日検査項目と、一般細菌や大腸菌など51の水質基準項目について検査を行っています。また、これらの検査項目に加え、国で定められた24の水質管理目標設定項目についても調査しています。

水質の監視

水質自動監視装置

1日1回以上の検査が義務付けられている色や濁り、残留塩素は、水質自動監視装置により市内7地点で24時間監視・測定をしています。

水質基準項目については兵庫県営水道や阪神水道の受水点や各浄水場の系統ごとに選定した市内8地点で採取し、毎月検査しています。結果は市ホームページに掲載しています。

水質検査の結果

ID 1001682

今年度の水質検査結果についても、全ての地点で水質基準に適合しています。

過去の水質検査結果は、水質試験年報（市役所）、市ホームページで閲覧できます。

細菌試験

一般細菌や大腸菌の個数を調べる細菌試験により、浄水処理した水道水が安全であることを確認しています。

浄水処理前の原水　▶　浄水処理された水道水

水源の特徴に合わせた対応

水質試験所と浄水場が連携を取りながら、水源ごとの特徴に合わせた対策を行っています。例えば、ダム水で臭いの元となる植物プランクトンなどが発生した場合、水質試験所で調査を行い、投入する活性炭の量を浄水場に指示しています。異変をすぐに察知し、適切な対応を取ることで、安心・安全な水を届けることができます。

水源	原水の特徴、留意点	対策など
地下水	•安定した水質 •地質の影響を受ける	定期的に調査を行い、水質を確認
ダム水	季節により臭気に影響を及ぼす藻類が発生	•臭気物質の確認 •活性炭処理の実施
表流水	•事故などにより油が流入する場合がある •季節により臭気に影響を及ぼす藻類が発生	•市および他機関との連携による情報の収集、原因の除去 •取水口※を閉鎖し、ごみの流入の防止

※水を水路に取り入れるための設備。

上下水道局　浄水課(水質検査室)（☎83・6940 FAX83・6941）

水道水フッ素およびその化合物検査結果

ID 1028021

いずれも水質基準を満たしており、安全です。

採水場所	系　統	採水月日 8月2日
すみれガ丘	惣川浄水場	0.21
ゆずり葉台	惣川浄水場（生瀬経由）	0.19
長尾台	小浜浄水場（川面経由）	0.28
安倉中	小浜浄水場	0.29
東洋町	阪神水道	0.08
中山桜台	小浜・県営水道	0.19
大原野	小浜・県営水道	0.19
武庫山	惣川・阪神水道	0.10

単位＝mg/ﾘｯﾄﾙ、厚生労働省の水質基準は0.8mg/ﾘｯﾄﾙ以下です。

上下水道局浄水課（水質検査室）（☎83・6940 FAX83・6941）

水道メーターの法定取り替え

ID 1012071

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。10月の取替対象地区は下記のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを委託業者が投函します。都合の悪い場合はお知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間　10月5日(水)～11月8日(火)
対象地区　山本台、山本東、山本中、山本西

上下水道局お客さまセンター
（☎73・3988 FAX73・6288）